## スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:(一社)東京都空手道連盟]

[記載日:2024年2月5日]

### 【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B:一部対応している

C:対応できていない

項目	対応状況	
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。		
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	А	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)		
一般社団法人に関する法律を遵守し、当連盟の定款に従い、運営及び	事業を実施	
している。		
(2) 法人格を有しない団体は, 団体としての実体を備え, 団体の規約等	_	
を遵守しているか。		
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	А	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)		

- ・大会や審査会、講習会等を行う際は、当該施設の仕様に係る規則や、当該施設 を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守している。
- ・個人情報保護法を遵守し、会員の個人情報の取り扱いについては十分留意して 管理している。
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- ・会長1名、副会長1名、専務理事1名、常務理事3名、理事15名及び監事3 名で定期的に理事会を実施している。
- ・役員が団体の構成員に対して、定期的に総会で決算や事業報告等を行っている。 また、ホームページ等で団体の運営状況を会員に報告している。

## 原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 Α (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・連盟としての目指すべき基本方針を策定した上で、事業計画、収支計画を策定 し、総会やホームページを通じて加盟団体に公表している。 原則3暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコン プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・理事会や総会などのに於て、役員等に対して暴力行為やセクハラ、パワハラ行 為防止のためのコンプライアンス徹底を図っている。 (2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施している Α か、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・指導員講習会や幹部研修会を実施し、役員等に対して暴力行為やセクハラ、パ ワハラ行為防止のためのコンプライアンス徹底を図っている。 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・連盟の会計処理が適切に行われるよう、定款・規程に必要な事項を定め、その 通りに処理している。 (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、 Α ガイドライン等を遵守しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・公益財団法人東京都体育協会の分担金を受けており、当該分担金に関する実施 要領や事務の手引き等に従い、適正に会計処理を行っている。 (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・連盟の定款に基づき、監事による監査を行うとともに、定時総会において前年 度の会計に関する計算書類の承認を受けている。

## 原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る情報を積極的に開示することにより,組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・連盟のホームページにおいて組織概要(定款・倫理規定・組織図)及び組織運営情報(財務情報・事業計画・事業報告)を公表している。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・連盟のホームページにおいて組織運営に係る情報で組織概要(定款・倫理規定・組織図)及び組織運営情報(財務情報・事業計画・事業報告)を公表している。今後令和6年度内にスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況(セルフチェックシートの記入内容)を公開する。

# 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合,ガバナンスコード <NF 向け>の個別の規定についても,その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規定があるか (ある場合は下欄に記述)

原則4について

C

コンプライアンス委員会を設置すべきである。

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

・役員を構成員としたコンプライアンス委員会の設置に向けて検討をしていく。

#### 原則■について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則■について	
(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)	